

四日市市訓令第3号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市組織機構の改編に伴う整備規程を次のように定める。

平成29年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市組織機構の改編に伴う整備規程

(四日市市役所処務規程の一部改正)

第1条 四日市市役所処務規程(昭和22年四日市市規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条 四日市市事務分掌条例(昭和32年四日市市条例第10号。以下「条例」という。)第1条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。 政策推進部 (略) 総務部 (略) 財政経営部 (略) 市民文化部 (略) 健康福祉部 (略) こども未来部 こども未来課 企画総務係、子育て支援係 こども保健福祉課 給付係、母子保健係 <u>こども発達支援課</u> あけぼの学園 保育幼稚園課 管理係、施設運営係、指導係	第1条 四日市市事務分掌条例(昭和32年四日市市条例第10号。以下「条例」という。)第1条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。 政策推進部 (略) 総務部 (略) 財政経営部 (略) 市民文化部 (略) 健康福祉部 (略) こども未来部 こども未来課 企画総務係、子育て支援係 こども保健福祉課 給付係、母子保健係 あけぼの学園 保育幼稚園課 管理係、施設運営係、指導係

商工農水部 (略)

環境部 (略)

都市整備部 (略)

2 及び 3 (略)

第 9 条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

危機管理室 (略)

政策推進部 (略)

総務部 (略)

財政経営部

財政経営課

(1) 及び (2) (略)

(3) 資金の調達、計画及び運用に関すること。

(4) 及び (5) (略)

(6) 財政状況の公表及び調査に関すること。

(7) (略)

(8) 公会計・行財政改革推進室に関すること。

(9) (略)

管財課

(1) から (5) まで (略)

(6) (略)

(7) (略)

商工農水部 (略)

環境部 (略)

都市整備部 (略)

2 及び 3 (略)

第 9 条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

危機管理室 (略)

政策推進部 (略)

総務部 (略)

財政経営部

財政経営課

(1) 及び (2) (略)

(3) 資金の調達及び計画に関すること。

(4) 及び (5) (略)

(6) 財政状況の調査及び公表に関すること。

(7) (略)

(8) 行財政改革の推進に関すること。

(9) 行政経営システムの推進に関すること。

(10) (略)

管財課

(1) から (5) まで (略)

(6) 地籍その他地理に関すること。

(7) (略)

(8) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

市民税課 (略)

資産税課 (略)

収納推進課

管理係

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

納税推進係

(1)及び(2) (略)

(3) 市税の滞納処分に関するこ

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

市民税課 (略)

資産税課 (略)

収納推進課

管理係

(1) (略)

(2) 交付要求に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 換価処分に関すること。

(9) (略)

納税推進係

(1)及び(2) (略)

(3) 市外在住者及び外国人滞納

と。

(4) 交付要求に関すること。

税外収納推進係

(1)及び(2) (略)

(3) 債権管理推進本部に関する
こと。

特別滞納整理係 (略)

市民文化部

市民生活課

(1)から(5)まで (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

市民協働安全課 (略)

文化振興課 (略)

男女共同参画課 (略)

市民課 (略)

健康福祉部

健康福祉課

管理係

者に対する滞納整理に関する
こと。

税外収納推進係

(1)及び(2) (略)

特別滞納整理係 (略)

市民文化部

市民生活課

(1)から(5)まで (略)

(6) 計量器の各種検査及び計量思
想の普及に関すること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

市民協働安全課 (略)

文化振興課 (略)

男女共同参画課 (略)

市民課 (略)

健康福祉部

健康福祉課

管理係

- (1) (略)
- (2) 地域福祉施策の企画及び調整に関すること。

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)

- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) 福祉監査室に関すること。

- (16) (略)
- 企画係
- (1)から(3)まで (略)
- (4) 応急診療所に関すること。

- (5) 歯科医療センターに関すること。

- (6) 看護医療大学に関すること。

保護課 (略)

介護・高齢福祉課 (略)

- (1) (略)

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)

- (10) 応急診療所に関すること。
- (11) 歯科医療センターに関する

こと。

- (12) 看護医療大学に関するこ

と。

- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)

- (17) 保健所の予算の調整に関す

ること。

- (18) (略)
- 企画係
- (1)から(3)まで (略)
- (4) 社会福祉法人の定款認可、指

導監査等に関すること。

保護課 (略)

介護・高齢福祉課 (略)

障害福祉課 (略)

健康づくり課 (略)

保険年金課 (略)

こども未来部

こども未来課

こども保健福祉課

給付係

(1)から(7)まで (略)

(8) (略)

母子保健係 (略)

こども発達支援課

(1) 発達支援の必要な児童の相談
及び指導に関すること。

(2) 発達支援サービスに係る事務
に関すること。

(3) おもちゃ図書館に関するこ
と。

(4) 障害児通所給付費、特例障害
児通所給付費、障害児相談支援
給付費及び特例障害児相談支援
給付費の支給に関すること。

(5) 肢体不自由児通所医療費及び
高額障害児通所給付費の支給に
関すること。

(6) 児童福祉法(昭和22年法律
第164号)に基づく措置に要
する費用の徴収に関すること。

(7) 指定障害児相談支援事業者の
指定に関すること。

(8) 課の庶務に関すること。

障害福祉課 (略)

健康づくり課 (略)

保険年金課 (略)

こども未来部

こども未来課

こども保健福祉課

給付係

(1)から(7)まで (略)

(8) 発達総合支援室に関するこ
と。

(9) (略)

母子保健係 (略)

あけぼの学園 (略)

保育幼稚園課

管理係

(1) 市立保育所、幼稚園及び認定こども園の運営管理（経費の計画及び運用、臨時的職員の任用、職員の安全衛生など）に関すること。

(2) 市立保育所、幼稚園及び認定こども園の整備及び補修に関すること。

(3) (略)

(4) 地域型保育事業の認可・指導及び助成に関すること。

(5) (略)

(6) 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の確認に関すること。

(7) (略)

施設運営係

(1) 子ども・子育て支援法に基づく支給認定に関すること。

(2) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育に要する費用の徴収に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

あけぼの学園 (略)

保育幼稚園課

管理係

(1) 市立保育所の運営管理に関すること。

(2) 市立保育所の整備及び補修に関すること。

(3) (略)

(4) 市立幼稚園の運営管理に関すること。

(5) 市立幼稚園の整備及び補修に関すること。

(6) 幼稚園運営に係る経費の計画及び運用に関すること。

(7) (略)

(8) (略)

施設運営係

(1) 児童福祉法に基づく保育に要する費用の徴収に関すること。

(2) (略)

(3) (略)

(4) 市立幼稚園使用料の収納に関

(5) 市立保育所、幼稚園及び認定こども園の園医及び園歯科医に関すること。

(6) 市立幼稚園及び認定こども園の園薬剤師に関すること。

(7) 市立保育所、幼稚園及び認定こども園の保健衛生に関すること。

(8) 私立幼稚園の就園奨励に関すること。

(9) 市立保育所、幼稚園及び認定こども園の給食に関すること。

(10) 市立保育所、幼稚園及び認定こども園の独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。

指導係

(1) 保育所、認定こども園及び市立幼稚園の指導助言に関すること。

(2) 保育所、認定こども園及び市立幼稚園の教育・保育課程に関すること。

(3) 保育所、認定こども園及び市立幼稚園の人権教育・保育の推進に関すること。

(4) 保育所、認定こども園及び市立幼稚園の特別支援教育・保育の推進に関すること。

すること。

(5) 市立幼稚園の園医、園歯科医及び園薬剤師に関すること。

(6) 市立幼稚園の保健衛生に関すること。

(7) 幼稚園の就園奨励に関すること。

(8) 給食に関すること。

(9) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。

指導係

(1) 保育の指導助言に関すること。

(2) 保育園保育課程に関すること。

(3) 保育園の人権保育の推進に関すること。

(4) 市立幼稚園教育の指導助言に関すること。

(5) 市立幼稚園教育課程に関すること。

商工農水部

商工課 (略)

観光・シティプロモーション課
(略)

農水振興課

農水政策係

(1)から(5)まで (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

農水畜産係

(1)から(5)まで (略)

(6) 農業再生協議会に関するこ
と。

(7) 三重県農業共済組合との連絡
に関すること。

(8) (略)

(9) (略)

(6) 幼児教育に関すること。

(7) 市立幼稚園職員(用務員)の
研修に関すること。

(8) 幼稚園の人権・同和教育の推
進に関すること。

商工農水部

商工課 (略)

観光・シティプロモーション課
(略)

農水振興課

農水政策係

(1)から(5)まで (略)

(6) 農業再生協議会に関するこ
と。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) 三泗鈴亀農業共済事務組合
との連絡に関すること。

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

農水畜産係

(1)から(5)まで (略)

(6) (略)

(7) (略)

(10) (略)	(8) (略)
(11) (略)	(9) (略)
(12) (略)	(10) (略)
(13) (略)	(11) (略)
(14) (略)	(12) (略)
(15) (略)	(13) (略)
(16) (略)	(14) (略)
基盤整備係	基盤整備係
(1)から(6)まで (略)	(1)から(6)まで (略)
(6) <u>多面的機能支払交付金事業に 関すること。</u>	(6) <u>農地・水・環境保全向上対策 に関すること。</u>
(7)から(15)まで (略)	(7)から(15)まで (略)
けいりん事業課 (略)	けいりん事業課 (略)
環境部 (略)	環境部 (略)
都市整備部 (略)	都市整備部 (略)

(四日市市事務専決規程の一部改正)

第2条 四日市市事務専決規程（昭和35年四日市市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表第1（第5条関係）					
共通事項					
〔1〕 一般的な事項					
事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
7 行政不服審査法（平成26年法律第68号）等に基づく次の事務					

(1) 審理員の指名に関する <u>こと。</u>		<u>○</u>			
(2) <u>四日市行政不服審査会への諮問、裁決その他の審査庁としての事務に関すること。</u>			<u>○</u>		
(3) <u>弁明書の提出その他の処分庁としての事務に関すること。</u>			<u>○</u>		
(略)					
10 行政手続法（平成5年法律第88号）等に基づく次の事務					
(1) <u>聴聞の主宰者の指名に関すること。</u>		<u>○</u>			
(2) <u>審査基準、標準処理期間処分基準の策定及び公表に関すること。</u>			<u>○</u>		
(3) (略)					
(略)					
〔2〕 人事に関する事項					
(略)					
〔3〕 財務に関する事項					
(略)					

改正前
別表第1（第5条関係） 共通事項

〔1〕 一般的な事項

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
7 行政不服審査法（平成26年法律第68号）等に基づく次の事務					
(1) 審理員の指名に関する <u>こと。</u>			○		
(2) <u>四日市市行政不服審査会への諮問に関すること。</u>			○		
(3) <u>裁決に関すること。</u>			○		
(略)					
10 行政手続法（平成5年法律第88号）等に基づく次の事務					
(1) <u>審査基準、標準処理期間処分基準の策定及び公表に関すること。</u>			○		
(2) <u>聴聞の主宰者の指名に関すること。</u>			○		
(3) (略)					
(略)					
〔2〕 人事に関する事項					
(略)					
〔3〕 財務に関する事項					
(略)					

改正後

別表第2（第5条関係）

個別事項

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
[こども未来部]					
○こども未来課（略）					
○こども保健福祉課					
1 から 4 まで（略）					
5 <u>小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の交付申請</u>				○	
6 から 8 まで（略）					
9 <u>母子生活支援施設保育機能強化事業の決定</u>				○	
10 <u>子育て支援ショートステイの入所決定</u>				○	
○こども発達支援課					
1 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援の支給決定に関すること。</u>				○	
2 <u>指定障害児相談支援事業者の指定に関すること。</u>			重要	簡易	
○あけぼの学園					
1 <u>あけぼの学園の管理</u>				○	

運営に関すること。				
○保育幼稚園課（略）				
（略）				

改正前					
別表第2（第5条関係）					
個別事項					
事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
（略）					
〔こども未来部〕					
○こども未来課（略）					
○こども保健福祉課					
1 から 4 まで（略）					
5 <u>小児慢性特定疾患医療受診券の交付申請</u>				○	
6 から 8 まで（略）					
9 <u>一時的保育事業の入所決定</u>				○	
10 <u>子育て支援ショートステイの入所決定</u>				○	
11 <u>あけぼの学園療育部への入園及び利用の決定</u>				○	
12 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく放課後等デイサービスの支給決定</u>				○	
○保育幼稚園課（略）					

(略)

(四日市市職員安全衛生管理規程の一部改正)

第3条 四日市市職員安全衛生管理規程（昭和62年四日市市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第1（第23条関係）

健康診断項目

種類	対象者	検査項目	回数	備考
(略)				
(8) 給食業務 従事者検診	あけぼの学園、 <u>保</u> <u>育園及び認定こ</u> <u>も園</u> の給食職員	ア 検便	年2回	
	小学校の給食職員	(略)		
(略)				
(13) 保育業 務従事者・ <u>介助員</u> 検診	保育士 <u>保育教諭</u> 幼稚園教諭 小中学校障害児学 級介助員	(4)のア～エ (12)のウ、オ～ キ	随時	
(略)				

改正前

別表第1（第23条関係）

健康診断項目

種類	対象者	検査項目	回数	備考
(略)				
(8) 給食業務	あけぼの学園 <u>及び</u>	ア 検便	年2回	

従事者検診	保育園の給食職員			
	小学校の給食職員	(略)		
(略)				
(13) 保育業務従事者検診	保育士 幼稚園教諭 小中学校障害児学級介助員	(4)のア～エ (12)のウ、オ～キ	随時	
(略)				

(四日市市社会福祉事務所处務規程の一部改正)

第4条 四日市市社会福祉事務所处務規程（平成9年四日市市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 所に、次の課及び係を置く。</p> <p>健康福祉課 (略)</p> <p>保護課 (略)</p> <p>介護・高齢福祉課 (略)</p> <p>障害福祉課 (略)</p> <p>こども保健福祉課 (略)</p> <p><u>こども発達支援課</u></p> <p>保育幼稚園課 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる課の課長、課長補佐及び係長には、それぞれ同表の右欄に掲げる課の当該職にある者をも</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 所に、次の課及び係を置く。</p> <p>健康福祉課 (略)</p> <p>保護課 (略)</p> <p>介護・高齢福祉課 (略)</p> <p>障害福祉課 (略)</p> <p>こども保健福祉課 (略)</p> <p>保育幼稚園課 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる課の課長、課長補佐及び係長には、それぞれ同表の右欄に掲げる課の当該職にある者をも</p>

って充てる。

健康福祉課	健康福祉部健康福祉課
保護課	健康福祉部保護課
介護・高齢福祉課	健康福祉部介護・高齢福祉課
障害福祉課	健康福祉部障害福祉課
こども保健福祉課	こども未来部こども保健福祉課
こども発達支援課	こども未来部こども発達支援課
保育幼稚園課	こども未来部保育幼稚園課

(事務分掌)

第5条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

健康福祉課 (略)

保護課 (略)

介護・高齢福祉課 (略)

障害福祉課 (略)

こども保健福祉課
給付係

(1) (略)

こども発達支援課

って充てる。

健康福祉課	健康福祉部健康福祉課
保護課	健康福祉部保護課
介護・高齢福祉課	健康福祉部介護・高齢福祉課
障害福祉課	健康福祉部障害福祉課
こども保健福祉課	こども未来部こども保健福祉課
保育幼稚園課	こども未来部保育幼稚園課

(事務分掌)

第5条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

健康福祉課 (略)

保護課 (略)

介護・高齢福祉課 (略)

障害福祉課 (略)

こども保健福祉課
給付係

(1) (略)

(2) 発達総合支援室に関すること。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置に関すること。

保育幼稚園課
施設運営係

(1) 児童福祉法に基づく保育の実施
に関すること。

保育幼稚園課
施設運営係

児童福祉法 （昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施に関する
こと。

改正後					改正前				
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）				
事項	専決区分			備考	事項	専決区分			備考
	所長	一	課長			所長	一	課長	
○保護課（略）					○保護課（略）				
○介護・高齢福祉課（略）					○介護・高齢福祉課（略）				
○障害福祉課（略）					○障害福祉課（略）				
○こども保健福祉課					○こども保健福祉課				
1 助産及び母子保護の実施			○		1 助産及び母子保護の実施			○	
2 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく指導、相談及び措置			○		2 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく指導、相談及び措置			○	
					3 <u>児童福祉法に</u> <u>基づく児童の発</u> <u>達支援に係る措</u>			○	

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(総務部総務課)